

## 令和8年度長野県外国人介護人材住居借上支援事業に係る事業計画書の提出について

標記事業の実施予定について以下のとおり通知しますので、外国人介護人材用の住居借り上げに必要な費用の補助を希望する場合には、必要書類を提出してください。

### 1 事業内容

介護施設を経営する者が、外国人介護人材用の住居を借り上げ居住させる場合、住居借り上げ等に必要な費用の補助を行う。

なお、外国人介護人材とは、「特定活動」（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等に限る。）、「介護」、「技能実習」又は「特定技能1号」の在留資格により、介護職として受け入れる外国人とする。

### 2 補助対象経費

賃借料、共益費（管理費）、インターネット回線使用料、プロバイダ料金等

なお、自法人所有の住居に外国人介護人材を入居させる場合は、賃借料及び共益費は補助対象としない。また、敷金、礼金、更新料は補助対象外とする。

### 3 補助上限額

(1) 1人あたり月額から居住者負担額を引いた額の1/2以内（上限額は1人あたり月額2万円）とし、千円未満の端数は切り捨てる。（1戸に複数で入居する場合は、補助対象経費の合計額を入居人数で除した額を1人あたりの月額とする。）

(2) 補助対象期間は外国人介護人材を雇用し、かつ補助対象住居に居住させている間とする。

(3) 1事業所あたりの補助上限額を20万円とする。

※ 補助対象期間については、令和7年度までは「雇用開始から1年」としていましたが、令和8年度からこの要件を撤廃しました。

### 4 対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 令和7年度以前から雇用している外国人介護人材を補助金の対象とする場合、補助対象の始期は「令和8年4月1日から」となりますので、ご注意ください。

### 5 提出書類

- (1) 事業計画書提出文
- (2) 事業計画書
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本

様式は県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/190601zyuukyokariage.html>  
ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉一般 > 福祉・介護人材 > 外国人介護人材の確保に関する取組 > 長野県外国人介護人材住居借上支援事業の実施について

6 提出方法

長野県健康福祉部介護支援課介護人材係 あてメールまたは郵送により提出してください。

住所：〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2 長野県庁

メールアドレス：kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp

7 提出期限

令和8年4月から補助を希望する場合：令和8年3月18日（水）

令和8年5月以降に事業開始する場合：前月の18日までに提出

（例：6月に事業開始する場合は5月18日までに提出）

※本補助金は予算の範囲内で交付します。提出された事業計画書の総額が予算額を上回った場合には、申込順等により調整を行う場合がありますので、事業計画の目途が立ったところで、早めに提出してください。

8 留意事項

予算の執行は、令和8年度当初予算の議決が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。